

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年7月21日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから7月21日の原子力規制委員会の定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。よろしいですか。では、ヨシオカさん。

○記者 すみません、テレビ朝日のヨシオカです。

最近、エネルギー基本計画に絡んでかどうか分からないのですが、自民党のほうでは、また60年超の原発の運転について、議論している一部のグループがあるのですが、去年、委員長と60年超の技術的な難しさといいますか、そういう部分について、一度御発言なさっていたように、私記憶しているのですが、改めてこの辺どうなのかっていうところについて、お話を伺いたいと思うのですが。

○更田委員長 まず、運転期間制度というのは、これは委員会も見解を示していますけれども、これは政策側の議論であって、私たちがそれについて検討する立場にない。技術的な観点から、40年、60年といった数字とは別に、とにかく運転期間が長くなること、そもそも当初に設計された時点が古くなることの影響というのは以前から申し上げていますが、設計そのものの古さをどう考えるかというのは、個々に、個別のプラントごとに考えなければならないことなので、これは重要ですし、一方で新しければ新しいほど大きな裕度が取られているかということ、必ずしもそうではないものがあって、設計の合理化といったような名の下で、ある意味、マージンの部分が節約されているプラントと平たく言ってしまうと、ありますので、これはあくまで個別の問題であろうと思います。

それから、海外の事例がなかなか参考にはならない、一概には参考にはならないと考えています。というのは、置かれている環境でのハザードの違いをしっかりと考えなければならないですから、地震のない国、あるいは地震の非常に緩やかな国と我が国の状況を一律に捉えて、寿命といったものを考えるのはふさわしくないので、特に我が国は有数の地震国であって、それを踏まえると、そういった耐震性の部分も含めて、高寿命の施設を利用することについては、独自に考えなければならない部分がありますので、それは技術的には簡単なことではないというふうに思っています。

○記者 あと、運転期間が3世代ぐらいに及ぶということになると、それを扱っていく技術者、その部分については余り関係ないのでしょうか。

○更田委員長 これは原子力に限らず、長期技術が長い間利用される間での技術の伝承であるとか、あるいは知識ベースを維持することの重要性というのは、当然あると思っています。それに、技術はハードウェアとして更新されたとしても、過去の経験というのは非常に貴重ですので、そういった意味で、当然、人材というのは、非常に重要なポイントだろうというふうに、人材であるとか、経験、知識というものは非常に重要であろうとは思っています。

○司会 ありがとうございます。他に質問ございますか。では、ツカモトさんお願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

すみません、本日の定例会の議題と関係なくて恐縮なのですが、先日本原電のほうが、敦賀2号機の本換えの問題で、中間的な報告を規制庁に説明されたと思います。ちょっと気になるのが、審査と検査というのは、別々にして、仕切り直したと理解しているのですが、実質的に審査は昨年10月以降、開かれていない状況で、また委員会のほうで近く検査の状況の報告をしてもらうという流れになっていると思うのですが、この一連の検査の状況というのは、審査側に何か今、影響を与えているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○更田委員長 影響がないとは、なかなか言いにくいだろうと思っています。この検査があるところまで進まなければ審査ができないというものではないというふうに整理をしたわけですが、一方で、今回の検査、まだ途中段階ではありますけれども、審査に提出される資料の信頼性が疑われるようであれば、なかなか審査を前に進めることはできない。例えば現場は、確認した資料ですが、責任ある層は、それを見ていないということであったら、そういった資料をもとに審査を進めるということは、手戻りの可能性もあるし、一体どこまで、その資料に信頼を置いて審査できるのかという問題がありますので、全く無関係ではない。

さらに言えば、日本原電はこの柱状図の問題だけではなくて、1,000箇所を超えるような誤記であるとか、そういったものの修正を、そもそもその柱状図が問題になる以前から、原電の審査資料に関して、疑問符が付いていたわけですので、そういったものがきちんと改められたということでないで、実際上なかなか審査も進みにくいだろうとは思っています。

○記者 分かりました。その上で、近々ある検査の状況の報告では、どういったところに、委員長、今、現時点で関心を持っていらっしゃいますか。

○更田委員長 まだ公式で報告がされていないので、それに先立って、あまり先走ったことを申し上げるべきではないだろうと思いますが、今申し上げたように、柱状図以外でも、誤記等々、1,000箇所自ら発見したとして、修正がなされていたわけですが、それとあの柱状図の問題というのはほぼ同時期であって、これは関連があるのか、

ないのか、そこに一定の関心を持っています。

それから、まだ詳細にわたる報告というのは公式の、そう遠くない将来に、委員会での報告があるとは思いますが、これは大分前に、恐らく私の記憶では、国会の答弁の中で申し上げたことなのですから、そもそも最初から、同じ日本原電なのに、何で東二（東海第二）と敦賀でこんなに対応が違うのというところに強く関心を持っています。東二（東海第二）では、非常に大元の昔のものがそのまま提出されて、日本原電としてはかけがえのない審査経験って、東二（東海第二）のものはずなので。先行しているわけだから。東二（東海第二）は既に許可を受けているわけで、その許可を受けたかけがえのない審査経験の中で通ってきたアプローチと、何でまたそんな急に違うやり方を敦賀でやってきたの、これが別の現場なのですというのなら別の現場なのかもしれない。だけど、日本原電として出された資料が、東二（東海第二）と敦賀で全く違うというのはあまりに不自然なので、私はそこは非常に、元々、これがこれまでの検査で、どこまで把握できたかというのは、まだはっきりした感触は持っていません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。今日の定例会の話題なのですが、一点、日本原燃の低レベル廃棄物の埋設施設の審査書の取りまとめについてなのですが、今後、後段の審査は続くと思うのですが、実態的に増設部分の工事や、操業に向けての節目とはなると思うのですが、今後、委員会として、どのような点を監視、ウォッチしていこうというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね、すぐにぱっと浮かぶわけではないですけれども、細部にわたっては、その増設部分と既に許可を受けた部分の違い等について、かなり丁寧に詳しく見てきた部分はあるのですが、ではそれが処分の安全性という点において影響がある、これは影響がないという判断をして、今回の許可に至っているわけで、特に特別何か言及するというようなポイントがあるわけではないですね。これまでと同様にと言うと漠然としていますけれども、後段規制のプロセスをしっかりと進めていくことになるかと思えます。

○記者 ちょっとまた話題が変わって恐縮なのですが、最初のほうの質問にもあったのですが、昨今、エネルギー基本計画の関連の議論というのが進められていて、こうしたこれまでの議論をちょっと見てきた中でも、現行の計画のように原子力発電所の新規、増設だったり、そういったことへの言及というのが、なかなかさそうだとおっしゃっているのですが、現状なり状況というのを委員長はどのように御覧になっているか、改めて伺いたいと思います。

○更田委員長 これは、どのようにもないのですけれども、仮に具体的な計画として、近い将来に新たな申請のようなものがなされるということであれば、規制当局としても備

えなければならない部分というのは、あるのは事実です。

実際、ある炉型であるとか、あるタイプの施設に対して、いきなり申請が出てきて、それからこちらが勉強する、準備をするというのではなくて、一定程度の動きに関しては規制当局としても関心を持っていて、近い将来というのは、例えば10年であるとか5年であるとかという中に具体的な申請の計画、これまでに私たちが審査をしていないタイプのものに対する申請の可能性がしっかり表れてきたら、これは各国の規制当局でもそうですけれども、備えをすることになりますけれども。現在そういったものがあるのかどうかということが、ほとんど唯一の規制当局としての関心で、今の時点ではそういったものを捉えているわけではありません。

もっと細かい話で言えば、これは今、諸外国の規制当局の間では非常に大きな話題になっているのは、新技術、それも安全性の向上に大きなインパクトを与えるような新技術の導入に関して、どれだけ規制がスムーズに進むように工夫できるか。具体的にはATFという事故耐性燃料、Accident tolerant fuel、こういったものの新しいタイプの燃料を導入するというと、従来は非常に細かい、長い時間をかけたプロセスだったのですけれども、この対象となる技術が安全性の向上を目的としているだけに、規制当局としても、これに備えた仕組みというのは議論がされています。

我が国では、具体的にATFの開発計画というのは、まだ浮上しているわけではありませんので、私たちの備えもそこまで急いだものにはなっていないわけですがけれども、シビアアクシデントに対して、少しでも抵抗力性の高い技術という意味では、産業界や推進側のそういった研究開発は、私たちは促したいという立場でありますので、計画が具体化されたら、私たちもそれに備えて、規制の仕組みについて議論するということになるだろうと思います。

御質問のいわゆる現状、いわゆるエネ基の議論の中で、私たちが特段に備えなければならないような動きがあるというふうには理解をしていません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

関連するのかということなのですが、やっぱり設置変更許可と違って、設置許可というものが今後想定されるとした場合というお話だったと思うのですが、よく言われるのは小型モジュールといいますか、SMRのようなものとか、そういったようなものとかも、何ですかね、対象に含まれてくるというふうに現時点でお考えなのですか。

○更田委員長 規制当局のプラクティスとしては、一つの議論になるであろうのは、幾つかの国で、非常に具体的なのは英国の例が具体的なのですけれども、長い期間、リプレースが行われなかった国で、新たにまたリプレースが始まった頃、ちょうどEPRの登場であるとか、ジェネレーション3+（第3世代プラス）の炉の建設が各国で始まった頃に、大きな議論は既設と新設に対して、同じレベルの安全性を求めるのかという議論が、そうですね、いつ頃だろう、2005年とかそのくらいの頃に盛んだったように思います。そして実際、イギリスの規制当局は、新たに建設される炉に対しては、より高い安全性を

求めるというアプローチを取っています。

ですので、これは政策側の議論ですから、私たちの全く預かり知る話ではないですが、仮に新設の議論が具体化されたときに、じゃあ規制当局はそれに対して、既設炉と同じレベルの安全性を要求するという立場をとるのか、新設に対しては新設に対する要求レベルというものを別途考えるのかという議論は、当然必要になるのだろうと思っています。

それから、SMRの話は、これは米国、カナダ等で盛んですし、IAEAもSMRに関して、何ていいますか、協議体のようなものを設けていて、実はIAEAが設けているSMRに関わる規制機関のコミュニティがあって、これには原子力規制委員会もオブザーバーとして参加をしています。というのは、SMRそのものに対する関心というよりも、先ほど申し上げたように、ATFのような安全性を向上させる新しい技術の導入アプローチ、そのときの規制のアプローチというのは、私たちも当然関心を持たなければいけないので、また国際的な規制に係る議論に後れを取らないということは、これは福島第一原子力発電所事故の教訓でもありますけれども、国際的なコミュニティで当たり前のように語られていることが、日本の規制当局にとっては、自分たちには関係ないとなってしまうのは大変危険なことです。そういった意味で、SMRに対する議論にも、規制当局としての一定の関心を持ち続けていますし、またカナダの規制当局等々からは、SMRに関わる議論も、第三者的な姿勢でも構わないから議論に参加してくれというような呼びかけもあって、SMRはいろんな意味で、規制当局にとっても大きな変化、アプローチの変化が要求されるような技術です。開発側は、例えばPAZを必要としないですとか、PAZが敷地内に収まってしまうとか、そういったようなことを大きなアピールを行っていて、これにどう対処していくのかといったような点について、実用化が我が国において具体的な視野に入るようであれば、私たちも本格的な準備をする必要があるでしょうし、そうでなくても一定程度の関心は持ち続けておく必要があるだろうというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

では、クドウさんお願いします。

○記者 電気新聞のクドウです。よろしくお願いいたします。

私もエネルギー基本計画関連でお尋ねしたいのですが、2030年の電源構成比について、原子力は20～22%とするというような、現行目標を維持するというような報道も出ている中なのですが、原子力発電所の稼働というか安全については、規制委員会も審査だったり検査だったり、その役割を担うわけですが、実際に原子力を動かすにはリスクだったり信頼だったりということ踏まえて、動かすことを判断することが必要なわけで、それらの点において、推進官庁に対して求めたいことというのはありますでしょうか。

○更田委員長 推進官庁は推進官庁として、正当化の役割というのをしっかり果たすとい

うことだろうと思います。原子力発電所に限りませんが、原子力の利用に渡って。

もう一つは、この二つ、原子力推進当局と規制当局がクロスコンタミしない、要するに互いに干渉したり、その役割が入り混じってしまわないことが重要で、私たちはエネルギー政策としての原子力政策に一切干渉するつもりはありませんし、また一方で推進当局は規制に干渉するべきではないし、これまでのところはきちんと守られていると思っています。

私たちが一番、この推進と規制との関係で恐れなければならないのは、東京電力福島第一原子力発電所事故の記憶、教訓の風化であって、推進当局、それから規制当局ともに初心を忘れないということが重要なのだろうと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

あと、また別の話なのですが、東京電力が総合特別事業計画の変更について公表する予定です。新会長を迎えて、新たな事業計画の元での経営改革に取り組むということになるわけですが、改めて東電に求めたいということがございましたらお願いします。

○更田委員長 これは何ら変わることはなくて、東京電力は福島第一原子力発電所の廃炉をやりきる、やり遂げる、そして事故の責任をきっちり取るということが、東京電力に求められることであって、これ以上のことを規制当局として申し上げるつもりはありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—